令和７年７月吉日

お客さま 各位

富山県信用組合

当座勘定規定（一般用）改定のお知らせ

平素より、富山県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当組合では、令和７年８月１日（金）より、払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱いを開始いたします。

これに伴い、当座勘定規定（一般用）を改定させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

なお、詳細は別紙「当座勘定規定（一般用）新旧対照表」をご参照ください。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、予めご了承ください。

今後とも、より一層の利便性向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．改定する規程

当座勘定規定（一般用）

２．改定日

令和７年８月１日（金）

以上

Shinkumi Bank
信用組合 しんくみ
ちかくにいるから、
チカラになれる。

別紙

当座勘定規定（一般用）新旧対照表

※下線が改定点

（新）	（旧）
当座勘定規定（一般用）	**当座勘定規定（一般用）**
第１条～第６条　＜同右＞	第１条～第６条　【省略】
第７条（手形、小切手の支払等）	第７条（手形、小切手の支払【追加】）
（１）～（３）　＜同右＞	（１）～（３）　【省略】
（４）当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。	（４）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。
①届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。	【追加】
②小切手を使用する方法。	【追加】
（５）前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。	【追加】
第８条（手形、小切手用紙等）	第８条（手形、小切手用紙【追加】）
（１）～（４）　＜同右＞	（１）～（４）　【省略】
（５）払戻請求書の交付、手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。	（５）【追加】手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
（６）～（７）　＜同右＞	（６）～（７）　【省略】
第９条～第１１条　＜同右＞	第９条～第１１条　【省略】
第１２条　＜同右＞	第１２条（手数料等の引落し）

（１）当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 （２）～（３）　＜同右＞ 第１３条～第１６条　＜同右＞ 第１７条　＜同右＞ （１）手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、模造・変造・流用があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 （２）～（３）　＜同右＞ 第１８条～第３２条　　＜同右＞	（１）当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手【追加】によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 （２）～（３）　【省略】 第１３条～第１６条　【省略】 第１７条（印鑑照合等） （１）手形、小切手【追加】または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、【追加】諸届け書類につき、模造・変造・流用があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 （２）～（３）　【省略】 第１８条～第３２条　　【省略】